

「中部圏インフラ用ロボットコンソーシアム」 設立趣旨

国土交通省では、労働力不足が懸念される中、今後増大するインフラ点検を効果的・効率的に行い、また、人が近づくことが困難な災害現場の調査や応急復旧を迅速かつ的確に実施する实用性の高いロボット開発・導入の促進を図っている。

また、政府が昨年6月閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014」において、「ロボットによる新たな産業革命」として、ロボット技術の活用により生産性の向上を実現し、企業の収益力向上、賃金の上昇を図ることが掲げられ、その実現のために本年1月にとりまとめられた「ロボット新戦略」においても、建設分野の重点分野として2020年までに「国内の重要・老朽インフラの20%においてセンサー、ロボット、非破壊技術等の活用により点検・補修を効率化する」と具体的な数値目標も示されたところである。

これら構想の現場での実現に向け、インフラの維持管理において、ロボット技術の導入による維持管理の効率化・高度化の支援を行い、点検・診断・補修等に必要な技術者不足を解消し、災害時においては、災害調査ロボットによる被災状況把握や無人化施工により、被災直後の調査や応急対策の迅速化を図ることを目的として、産・学・官の関係者が一体となり次世代社会インフラ用ロボットに関する情報交換、ロボット産業と建設産業の交流促進、ロボット導入現場検証の支援等を行う「中部圏インフラ用ロボットコンソーシアム」を設立する。

「中部圏インフラ用ロボットコンソーシアム」 規 約

（名称）

第1条 本団体は、中部圏インフラ用ロボットコンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

（目的）

第2条 コンソーシアムは、インフラの維持管理においては、ロボット技術の導入による維持管理の効率化・高度化の支援を行い、点検・診断・補修等に必要な技術者不足を解消し、災害時においては、災害調査ロボットによる被災状況把握や無人化施工により、被災直後の調査や応急対策の迅速化を図ることを目的とする。

（活動内容）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 産学官連携による現場ニーズとシーズとの情報交換
- (2) ロボット機械産業と建設産業との交流支援
- (3) ロボット関連技術等の講習会の開催
- (4) ロボット関連情報の収集及び情報提供
- (5) ロボットの現場検証の支援
- (6) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項

（構成）

- 第4条 コンソーシアムの会員は、第2条の目的に賛同する法人又は団体、個人とする。
- 2 コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出するものとする。なお、会費は無料とする。
 - 3 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を付した退会届出書を事務局に提出しなければならない。

（役員）

第5条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 運営委員 若干名
- 2 代表は、コンソーシアムを代表し、会務を統括する。
 - 3 副代表は、代表を補佐し、代表不在時において、その職務を代行する。
 - 4 代表及び副代表は、役員の間選によって定める。
 - 5 運営委員は、コンソーシアム運営に当たっての評価・助言を行う。

（技術顧問）

- 第6条 研究会には技術顧問を置き、技術的課題等について助言を受ける。
- 2 技術顧問は代表が任命する。

(役員会)

第7条 役員会は、代表が必要に応じて招集し、役員会の議長は代表が務める。

2 役員会は、コンソーシアムの目的を達成するための運営方針等を決定する。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局を(一社)日本建設機械施工協会中部支部に置き、中部地方整備局の協力を得て庶務を行う。

2 事務局の職務は次に掲げるものとする。

- (1) 会員の入退会手続き・名簿管理事務
- (2) コンソーシアムが実施する活動計画案及び活動報告の作成
- (3) 会議の開催準備・運営支援
- (4) その他必要な事項

(知的財産の取扱)

第9条 コンソーシアムの活動により生み出された知的財産については、当該知的所有権の発案に関わった関係者の発明に対する貢献度によって、権利を所有することを原則とする。

(機密の保持)

第10条 コンソーシアム参加者は、コンソーシアム活動を通じて入手した秘密を、事務局の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第11条 コンソーシアムの各会員の活動に要する費用は、各会員が負担する。

(その他)

第12条 この規約に定める事項のほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、必要に応じて代表が別に定める。

附則

1 本規約は平成27年4月21日より施行する。

中部圏インフラ用ロボットコンソーシアム 役員名簿

役員名	組 織	役 職	氏 名	備 考
代 表	名城大学 理工学部 メカトロニクス工学科	教授	福田 敏男	
副代表	名古屋大学 大学院工学研究科 社会基盤工学専攻	教授	中村 光	
運営委員	名城大学 理工学部 メカトロニクス工学科	教授	大道 武生	
運営委員	名古屋大学 大学院工学研究科 社会基盤工学専攻	教授	舘石 和雄	
運営委員	大同大学 工学部 総合機械工学科 ロボティクス専攻	講師	橋口 宏衛	
運営委員	あいちロボット産業クラスター推進協議会 (事務局:愛知県産業労働部産業振興課次世代産業室)	産業労働部技監	加納 廣和	
運営委員	(一社)日本建設機械施工協会 中部支部	支部長代理	所 輝雄	
運営委員	(一社)日本橋梁建設協会 中部事務所	所長	黒田 正機	
運営委員	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 中部支部	支部長	浅井 純	
運営委員	中部地方整備局	企画部長	森山 誠二	
運営委員	中部地方整備局	地方事業評価管理官	高橋 洋一	
運営委員	中部地方整備局 河川部	河川保全管理官	木村 秀治	
運営委員	中部地方整備局 道路部	道路保全企画官	前田 和弘	
運営委員	中部地方整備局 中部技術事務所	事務所長	山内 博	